

香芝市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により香芝市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定によりこの旨を公告する。

ただし、下記事項を記載した書類は香芝市農林課内に保管する。

令和6年9月19日

香芝市長 三橋和史

記

1. 縦覧場所

香芝市役所 市民環境部 産業振興局 農林課

2. 農用地利用集積計画の縦覧開始日

令和6年9月19日から

市役所執務時間

3. 農用地利用集積計画（対象農用地）

香芝市関屋北三丁目1624番 ほか2筆